

〔論 説〕

贈与又は寄付金の課税のタイミング

今 村 修

本稿では、贈与又は寄付金の課税のタイミングについて検討する。「贈与」又は「寄付金⁽¹⁾」と用語は、同じではないが意味するところは同じである。「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える」(民法549条)といつても、「……寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるものを除く。次項において同じ。）をした……」(法人税法37条7項)といつても同じことであり、要するに対価性のない給付を意味している。(以下「贈与」という用語を使う。) 贈与の課税関係は、贈与を行うサイド(贈与者)と贈与を受けるサイド(受贈者)に分けて整理される。ここで、検討するのは課税のタイミングであるが、これは「贈与債務」の存否の問題と繋がっている。

そこで、まず贈与をめぐる課税関係について概観し、ついで課税のタイミング即ち受贈者サイドであれば課税時期、贈与者サイドであれば損金算入(控除)時期について論じ、最後に課税上「贈与債務」は存在するか(「贈与債務」の存否)について論じる。

1 贈与をめぐる課税関係

贈与をめぐる課税関係を議論するためには、次のように贈与者・受贈者を法人・個人別に分ける必要がある。ここでの法人は「普通法人」が想定されている。

(A) 受贈者サイドの課税関係

- ① 個人→個人 相続税又は贈与税課税(相続税法1条の3又は1条の4)
- ② 個人→法人 法人税課税(法人税法22条)
- ③ 法人→個人 所得税課税(所得税法34条、所得税基本通達34—1)
- ④ 法人→法人 法人税課税(法人税法22条)

(B) 贈与者サイドの課税関係

贈与者サイドの課税関係については、贈与者が個人であれば寄付金控除(所得税法78条)、贈与者が法人であれば寄付金の損金不算入(法人税法37条)の規定がそれぞれ適用され、一定限度の所得控除又は損金算入が認められる⁽²⁾。

贈与者サイドの課税関係としては、このほかに、贈与者=被相続人の贈与債務を相続税課税上債務控除として相続財産から控除できるかという問題がある。これについては、書面による贈与であれ、口頭による贈与⁽³⁾であれ債務控除が認められている。「債務が確実

(1) 所得税法は「寄付金」、法人税法は「寄附金」という用語が使われている。

であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としないものとする。なお、債務の金額が確定していないくとも当該債務の存在が確実と認められるものについては、相続開始時当時の現況によって確実と認められる範囲の金額だけ控除するものとする。」(相続税法基本通達14—1)

2 課税時期に関する現行規定

課税時期即ち課税のタイミングに関する現行規定又は取扱いは次の通りである。

(A) 受贈者サイドの課税時期

所得税法、法人税法及び相続税法について法令上特段の規定はない。

所得税については、贈与即ち受贈の課税時期について特別の規定がないので所得税法の一般的な規定によることになる。「所得計算は、暦年単位でなされる。この場合、各所得の年度帰属については、その年に「収入すべき金額」をその年の「収入金額」とするいわゆる「権利確定主義」が原則とされている（所得税法36条1項）が、何をもって「権利確定」とするかについて、税法上細目の規定がなく、すべて解釈に委ねられており、また、「権利確定主義」に対する税法上の特例も少なくない。（所得税法65～67条等）」（「注解所得税法三訂版」注解所得税法 大蔵財務協会 2001年）

法人税についても、贈与即ち受贈の課税時期について特別の規定がないので法人税法の一般的な規定によることになる。「法人の収益・費用・損失等をどの年度において計上すべきかについては、考え方として現金主義と発生主義の二つがあるが、今日の複雑化した経済社会においては、信用取引が支配的で、多数の債権・債務が並存し、現金主義によっては企業の期間損益を正確に把握することが困難であるため、企業会計上は、発生主義によって損益を認識すべきものとされている。法人税法は、この点について一般的な定めをおいていないが、法人所得の計算においても発生主義が妥当すると解すべきである。所得の発生の時点については、所得税法の場合と同様に、所得の実現の時点を基準とすべきであり、原則として、財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定したときに収益が発生すると解すべきであろう。その意味では、法人税法においても、権利確定主義が妥当する。権利確定主義の下における権利の確定の意義については、所得の類型や態様に応じて適切な基準を設定する必要がある。（この点については、法人税基本通達2—1—1以下が詳細な定めをおいている。）」（金子宏「租税法第11版」弘文堂 2006年）

相続税（贈与税）についても贈与の課税時期について特別な規定がないので、相続税法の一般的な規定によることになる。通達には次のように定められている。

-
- (2) 所得控除又は損金算入とは別に、贈与財産が譲渡所得等（キャピタル・ゲイン）の基となる財産の場合は、その贈与に関して生ずるキャピタル・ゲインについて次の課税関係が生じる。
- ① 個人→個人 贈与者の取得価額が受贈者に引き継がれ、課税が繰延べられる。（所得税法60条1項一）
 - ② 個人→法人 譲渡（贈与）の時の価額で、譲渡があったものとみなされて課税される。（所得税法59条1項一）
 - ③ 法人→個人 法人税課税（法人税法22条）
 - ④ 法人→法人 法人税課税（法人税法22条）
- (3) 書面に拠らない被相続人の贈与について債務控除を認めた事例として東京高判平4・2・6がある。

「相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。(1) 相続又は遺贈の場合 (略) (2) 贈与の場合 書面によるものについてはその契約の発生した時、書面によらないときものについてはその履行のとき」(相続税法基本通達1の3・1の4共一8)「所得権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について1の3・1の4共一8の(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証の無い限りその登記又は登録のあった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。ただし、鉱業権については、鉱業原簿に登録した日に贈与があったものとして取り扱うものとする。」(相続税法基本通達1の3・1の4共一11⁽⁴⁾) 後者の規定は、いわゆる節税封じを狙ったものである。即ち「書面によるものはその契約の効力の発生した時とするが、これは書面さえ存在しておればよいという趣旨ではない。たとえ、書面は存在していても、所有権の移転の登記又は登録の目的となる財産について、その登記又は登録を行うについて何らの障害がないにもかかわらず、書面の作成後長期間登記又は登録を行わない等実質的に考察すると、贈与の真実性には疑問が多く、むしろ全体を総合的にみるならば、贈与契約は、租税回避その他何らかの目的により、当事者の客観的真意とは別になされた仮装あるいは贈与の予約とみるのが自然かつ合理的であるようなものまで、その契約の効力を認めるものではないことは当然である。この考え方を踏まえて、登記又は登録の目的となる財産の贈与については原則として登記又は登録のあったときを、贈与の時期としている。」(拙著「相続税法」税務経理協会 2006年)

(B) 贈与者サイドの課税関係

寄付金控除又は寄付金の損金不算入については、所得税法又は法人税法に次の規定が設けられている。

「居住者が、各年において、特定寄付金⁽⁵⁾を支出した場合において・・・」(所得税法78条1項)といわゆる現金主義に基づくタイミングとなっている⁽⁶⁾。これを通達はさらに敷衍して次のように規定している。「法78条1項に規定する「特定支出金を支出した場合」とは、同条第2項に規定する特定寄付金を現実に支払った場合ことをいうから、当該特定寄附金の支払いのための手形の振出し（裏書譲渡を含む。）は、現実の支払いには該当しないことに留意する。」(所得税基本通達78-1)

「内国法人が、各事業年度において、寄附金を支出した場合において・・・」(法人税法37条1項)「法第37条第7項（寄附金の意義）に規定する寄附金の支出は、各事業年度の所得の計算については、その支払いがされるまでの間、なかつるものとする。」(法人税法施行令78条1項)といわゆる現金主義に基づくタイミングとなっている。これを

-
- (4) ここに掲げた規定の外に、「停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期」(相続税法基本通達1の3・1の4共一9)「農地等の贈与による財産取得の時期」(相続税法基本通達1の3・1の4共一10)が、相続税法基本通達1の3・1の4共一8のいわば特別規定として設けられている。
 - (5) 所得税法上、特定寄付金以外の一般の寄付金の必要経費性については、法人税法37条のような規定がないことから、個別にその必要経費性が判定されるのではないかと考えられる。
 - (6) 医療費控除（所得税法73条）、社会保険料控除（所得税法74条）、小規模企業等共済等掛金控除（所得税法75条）、生命保険料控除（所得税法76条）、損害保険料控除（所得税法77条）も同じように現金主義に基づくタイミングとなっている。

通達はさらに敷衍して次のように規定している。「法人が各事業年度において支払った寄附金の額を仮払金等で経理した場合には、当該寄附金はその支払った事業年度において支出したものとして法第37条第2項又は第3項《寄附金の損金不算入》の規定を適用するものとする。」(法人税基本通達9—4—2の3)「令78条1項に規定する「支出」とは、法人がその寄附金を現実に支払ったことをいうのであるから、当該特定寄附金の支払いのための手形の振出し(裏書譲渡を含む。)は、現実の支払いは該当しないことに留意する。」(法人税基本通達9—4—2の4)

これらは、いざれも寄付金の確実性を担保する(租税回避を封じる)趣旨であると解されている。例えば、法人税についていえば「法人税法において寄附金に限定して現金主義によるのは、次のような理由からであるとされている。・・・・寄附金の損金算入限度額は事業年度ごとに計算され、指定寄附金等も募金期間が定められているから、口頭で寄付を約束した金額を未払寄附金に計上することを認めれば、その事業年度を経過したあとにこれを取消すという操作によって租税回避が可能になってしまうからである。」(山本守之「体系法人税法」税務経理協会2003年)

3 贈与債務の存在の認定

贈与債務の存在の認定については、これまであまり議論されてこなかったのではないかと考えられる。ここでは、次の二つを参考として掲げておく。

①一つは、財産分与に関する分与者に対する譲渡所得の課税の是非の訴訟における納税者サイドの主張である。上告人・納税者(敗訴)は、資産の一般的な(財産分与に限定せず)移転の場合に対価の有無について議論を展開し、その行論で贈与に言及している。「しかしながら「債務の履行」として資産の移転が行われるのは、売買、交換、贈与等の契約の成立によってその契約の目的たる資産につき権利移転の債務を負担した者が、その債務の履行行為として現実の権利移転の行為をすることが解すべきであり、このような契約上の債務の履行と、前述の代物弁済による資産の譲渡を同一視すべきではない。売買、贈与等により資産につき権利移転の行為をなすべき債務を負担した譲渡人がその権利移転を実行することによって、その債務を消滅させるのは、契約の趣旨を完結するだけのことであって、その債務の履行じたいによって譲渡人が何らかの経済的利益を享受することはない。」として財産分与も贈与も対価は生じないと主張する(昭和50年5月27日最高裁)。

同じ趣旨のことを、上記訴訟代理人はその評釈において次のように述べている。「例えば、不動産の贈与契約が成立すれば、贈与者は無償で不動産の所有権を相手方に移転する義務を負い、その履行として所有権移転登記を完了すれば、贈与者の義務は消滅する。贈与契約の完結である。このことによって贈与者が何らかの経済的利益を享受するとは、何人も考えない。従って、贈与者に譲渡所得を課税するためには、所得税法59条の「みなし時価譲渡」の規定が必要である。」(竹下重人「租税判例百選(第三版)」1992年)

②「いま、G氏がH株式会社に対し贈与をする旨書面で約束したのち、H社がGをその約束から解放したとしよう。このとき、Gは書面によって贈与の意思表示をなし、Hはこれを受諾しているから、Gは撤回できない形で債務を負う(民法550条の反対解釈)。すると、後にGが債務から解放された時点で、Hから免除を受けた額を所得税の収入金

額として計上しなければならないように見える。しかし、この場合、Gはいったん債務を負い、後に同額の債務を免れている。結果としてGの純資産に増減はない。Gが消費をしたとも思えない。したがって、所得概念の角度からみたとき、債務免除額をGの収入金額として計上することには、強い違和感が残る。・・・・いま、上の事例を若干変え、Gが時価1億円の乙土地をH社に贈与すると約束し、実際にその贈与契約を履行したとしよう。この場合、Gの負う債務の存在を明示的に包摂するような「建て付け」が所得税法になっているかは、あまり明白ではない。というのも、GがHに乙土地を移転することで、GのHに対して負っている債務が消滅する点に着目すれば、この贈与は民法549条が「無償」と明示しているにもかかわらず、所得税法上は何と「有償」による譲渡となり、債務の価額に相当する1億円が所得税法36条1項の収入金額に計上されるはずである。けれども、贈与によって財産権移転義務が消滅しても、その消滅によって収入金額が発生することはない。もし、そのようなことが本当にあるなら、乙土地の時価譲渡があつたとみなす所得税法59条1項1号は、そもそも不要になってしまう。現に59条1項1号が存在し、この規定なくして収入金額が計上されないということは、これすなわち、所得税法の適用上、Gの負う債務の存在を無視していることにはかならない。そうだとすれば、冒頭の贈与約束の例においてGが同じ債務から開放された場合にも、所得はないといえるのではないだろうか。」（増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題」ジュリストNo.1317）

以上⁽⁷⁾いずれも贈与債務の存在を否認しているといえる。

4 贈与の課税関係・課税時期

贈与の課税関係・課税時期について次のように、まとめることができる。

- (1) 贈与の受贈者に対して、所得課税される。(贈与税、所得税、法人税)

これは、租税理論上の所得理論からして法令上当然のことである。

なお、贈与に係る所得の課税時期について特段の規定はない。

- (2) 贈与の贈与者の所得課税について、控除又は損金が認められる。

所得税法については、特定寄付金について所得控除が認められる。寄付金のうち特定の寄付金については、これを「特定寄付金」としてこれを奨励する趣旨から、一定の限度額ではあるが、所得控除が認められている⁽⁸⁾。

法人税法においては、寄付金はその事業関連性の有無により損金又は利益処分と考えられている。しかしながら、この事業関連性の有無の認定が困難なところから、所得金額又は資本等の金額に応じて定められた一定の金額を損金算入その残余を利益処分とする簡便な方法で損金又は利益処分を区分けする規定を設けている。ただし、寄付金のうち特定の寄付金（国等に対する寄付金及び指定寄付金）については、全額損金算入を認めている。さらに、特定公益増進法人に対する寄付金については、一般的の寄付金とは別枠で一定の限度額での損金算入を認めている。

これらの課税時期（所得控除又は損金算入の時期）は、所得税法又は法人税法とも現金主義が採られている。

(7) 引用中……は筆者（今村）が加筆したものである。

(8) 「特定寄付金」以外の寄付金については、注5を参照されたい。

(3) 贈与債務については、被相続人の贈与債務⁽⁹⁾を除くほか、認められていない。

これは、贈与債務の免除が債務免除益として贈与者の所得として課税されない、譲渡所得等（キャピタル・ゲイン）の基団となる財産の贈与については対価がないとされていることから導かれる。

(1)(2)については、特段問題がないことからこれ以上議論しないこととする。問題とすべきは、(3)の贈与債務の存在が課税上認定されない点である。ここで論及すべきは贈与債務は税務上何故認定されないのであるかという点である。この点について項を改めて議論したい。

5 贈与債務の認定

贈与債務が税務上認定されていないということは、贈与についての課税関係は契約ベースではなく履行ベースで生じることを意味している。履行ベースで課税処理を行うということと贈与債務を認定しないということとは結びつくが、贈与契約の場合何故債務を認定しないのであろうか。

これには、次のような理由が考えられる。

(1) 贈与契約の履行の確実性

贈与は、贈与者が単に一方的な意思表示で受贈者に権利を移転するものではなく、贈与者の贈与の意思と受贈者の意思表示の合致によって成立する契約である。即ち、贈与は当事者の合意のみによって成立する無方式の諾成契約である⁽¹⁰⁾。（民法549）贈与契約により贈与者の給付義務は有効に成立しているが、無償契約⁽¹¹⁾・片務契約ということもありその効力は弱い⁽¹²⁾。即ち履行の確実性が弱い。

特に、撤回が認められている点においてその効力が弱められている。「書面によらない贈与契約は各当事者が撤回できる。」（民法550条）これは、①贈与者の意思が客観的に明確になるのを待つことで将来の紛争を防止すること②軽率な贈与を防止することにあるといわれている。即ち、贈与は無償で相手方に財産を与えるものであって贈与者にとって一方的に不利益な行為であるから、贈与者にその覚悟がなければならないのであるが、口頭でとか、暗黙にとかのような簡易な方法で意思表示をしたときは、軽率にこれをしたため後日悔やむようなことがありうるし、また贈与者の真意が不明確なために紛争を惹起するおそれがあるので、民法はそのような意思表示による贈与は、いちおう有効ではあるが、不確実なものであるから取消しうるとしているものであると説明している⁽¹³⁾。

また、書面による贈与契約の撤回については民法の規定にはないが、学説は贈与の履行前に撤回を認め、さらに履行後の撤回を認める説がある。判決例では、近時、履行前のみ

(9) 被相続人の贈与債務の存在は認定されており、所得税法又は法人税法とは取扱いを異にする。これは贈与者の死亡＝相続の開始という贈与者自身による贈与債務の履行が不可能な条件下での特別な扱いであると理解できよう。また、このような贈与は撤回できないとすべきである。

(10) 贈与の意思是書面で表示されない場合には、その効力は弱い。（民法550条）のみならず、書面で表示された場合にも、その意思表示が軽率にされたものであって、法律の理想からみてこれに法律的拘束を与えることが不当と考えられる場合には、なお、契約として完全な効力をもつことができない。（我妻榮・有泉亨「コンタール民法」日本評論社2005年）

(11) 無償契約の法理によると、無償契約の拘束力は、有償契約の場合よりも弱いと考えられる。（山本敬三「民法講義IV—1 契約」有斐閣 2005年）

(12) 川合 健「民法概論」有斐閣 2006年

ならず、履行後に贈与の撤回を肯定するものが認められるにいたっている⁽¹⁴⁾。具体的には、受贈者に忘恩行為があった場合や贈与者の財産状態の悪化が生じた場合には撤回を認めるべきであると解されている。(内田貴「民法II債権各論第二版」東京大学出版会 2006年)また、ここでいう撤回は行為能力の制限、詐欺・強迫などの法定原因に基づく取消しではなく自由意思に基づき、即ちなんらの理由もなしに法律行為の効力を失わせる行為である⁽¹⁵⁾。これによって贈与契約ははじめから無効なものとして取り扱われる⁽¹⁶⁾。この取消権は消滅時効にかかることはない⁽¹⁷⁾。

(2) 契約時点以前の純資産の増減—包括的所得概念（純資産増加説）からの検討

贈与契約には、そもそも契約時点までに純資産の増減は発生していないのであるから、契約時点において債務を認識しても意味がない⁽¹⁸⁾。即ち、契約前に純財産の増減（モノ等の動き）がない契約について、契約時点においては課税関係を生じさせるのは適当ではない。これは、売買契約において契約時点においては売買を認識しないのと似ている⁽¹⁹⁾。

これを例えれば、贈与契約と類似する損害賠償契約と比較すればより明確であろう。損害賠償契約であれば、契約前において、そのために契約を結ぶことになる原因によって相手方に損害を与えており（所得の減少⁽²⁰⁾），これを賠償する契約であるから、この契約はいわば債務の確認ともいいくべきであって、これについて税務上も契約時点で（損害賠償）債務を認識する。他方、債権者サイドにおいては、契約時点以前に既に純資産の減少が発生し、これをカバーすべく損害賠償請求権が発生しているのであるからこの契約時点において税務上債権を認識する⁽²¹⁾。（損害賠償契約が締結されているのにもかかわらず、これを債権として認識しなければ、債権者サイドにおいてその分必要経費もしくは所得控除又は損金算入を通じて所得の減少が生じることになる⁽²²⁾。）この場合既に損害を生じせしめた時点において純資産の減少そして債務が潜在的に生じており、損害賠償契約締結時においてこれが法的に、そして税務上も確認される。従って、この場合契約上の損害賠償債務が免除されれば免除益が生じる。この場合、損害を生じせしめた時点から損害賠償債務が免除された時点までを（一課税期間として）通じてみれば結果として純資産の増加が生じて

(13) 品川孝次「契約法」1998年 青林書店

(14) 甲斐道太郎・乾 昭三・椿 寿夫「新民法概説(6)」有斐閣 2002年

(15) 川合 健「有斐閣双書 民法概論(6)」有斐閣 2001年

(16) この取消しの効果は第三者にも対抗できる。（品川孝次「契約法」1998年 青林書店）

(17) 加藤永一「民法(6)」

(18) 贈与契約を解除しても贈与契約時点から贈与契約解除時点までを（一課税期間として）通じてみれば結果として、純資産の増減はない。

(19) 売買については引渡基準により益金（収益）・損金（費用）が認識されている。従って、税務上は、売買契約は売買予約とも解してもいいのではないかと考えられる。この方が、税務執行上もメリットが大きいであろう。贈与契約も、これと同様に贈与予約と解した方が税務の実情に沿っているのではないかと考えられる。

(20) ここでは物・財産権の損害が想定されているが、身体・生命の損害や精神的損害も物・財産権の損害と同様に、契約前において所得の減少と同様なことが発生していると考えていいのではないかと考えられる。

(21) 金銭の消費貸借において、履行の時点において税務上も返済債務を認識する。そうしないと、債務者にとっては所得の発生となるからである。金銭消費貸借の履行の場合、資産（金銭）の増加は、債務の増加と見合つておりここには所得は発生しない。即ち、履行の時点で純資産の増加があるから、これを相殺する形で借入債務を認識する。そしてこの場合の返済債務の免除（債務免除）は、所得として課税される。金銭貸借契約から債務免除までを（一課税期間として）通じてみれば結果として、純資産の増加が生じているからである。

いる。

6 結論

贈与又は寄付金の課税関係は(1)贈与契約の履行の確実性が弱い(2)贈与契約前において純資産の増減が発生しない等の理由から契約時点ではなく履行時点で生ずることとすべきである。換言すれば、贈与債務の存在は否認される。これによって贈与の課税（関係）及びそのタイミングについて一貫した説明を行うことができる。

そこで、この趣旨を解釈に委ねるのではなく、所得税法78条、法人税法37条のようにほかの局面においても法定化すべきである。

-
- (22) 損害・経費に関する請求権等については、損害・経費＝所得・純資産の減少と請求権＝所得・純資産の増加は課税上セットでカウントされている。例えば、医療費控除については「・・・医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）・・・」（所得税法73条1項）、事業用固定資産等の取りこわし等による損失については「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産又は繰延資産について取りこわし、除却、滅失（損壊による価値の減少を含む。）その他の事由によって、生じた損失の金額（保険金、損害賠償金などによって補てんされる部分の金額及び資産の譲渡によって生じたものを除く。）はその者の損失を生じた年分の必要経費に算入する。」（所得税法51条1項）、非課税となる保険金又は損害賠償金については「法第9条第16号（非課税所得）に規定する法令で定める保険金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるもののその他これらに類するもの（これらのもののうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれているときは、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。」（所得税法施行令30条1項）とそれぞれ規定されている。